

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	大津市 4 か月児健康診査業務
委託業務場所	各委託医療機関
概要	大津市民である満 4 か月になった児に対し、母子保健法に基づき健康診査を実施する。 【健診項目】身体計測、診察、個別指導 ※健診内容、実施方法並びに事後指導については、市が作成する「4 か月児健診の手引き」による
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	1 件につき 4, 6 9 4 円
契約の相手方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 〔名称〕公益社団法人大津市医師会 〔所在地〕大津市本宮二丁目 9 番 9 号 〔名称〕地方独立行政法人市立大津市民病院 〔所在地〕大津市長等一丁目 1 番 35 号 〔名称〕大津赤十字病院 〔所在地〕大津市富士見台 16 番 1 号 〔名称〕独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院 〔所在地〕大津市和邇中 298 番地 〔名称〕大津赤十字志賀病院 〔所在地〕大津市瀬田月輪町 〔名称〕滋賀医科大学医学部附属病院 〔所在地〕草津市東矢倉三丁目 34 番 52 号 〔名称〕医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院 〔所在地〕草津市矢橋町 1660 〔名称〕社会医療法人誠光会淡海医療センター 〔所在地〕草津市追分南四丁目 6 番 23 号 〔名称〕そうむらファミリークリニック
契約相手方の選定理由	健康診査は、医科に関する専門的知識や資格・設備を有することが必要であり、かつ、市民がより身近な医療機関で受診できる体制が求められる。このことから、市内の多くの開業医が加入する大津市医師会及び市内・隣接市に所在する医療機関と契約を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。